

2.5 知的財産・標準化

■知的財産に関する枠組み

1980年代のアメリカのプロパテント政策の動きを受けて、世界的に知的財産権に関する国際的枠組みの整備が重要課題として認識され、1995年には世界貿易機関（WTO）の設立と同時に「TRIPS協定¹⁷⁶」が結ばれた。我が国では、1996年に策定された「第1期科学技術基本計画」において知的財産権の保護強化とその国際的調和の推進等の必要性が指摘され、1998年に「大学等技術移転促進法（TLO法）¹⁷⁷」、1999年に「産業活力再生特別措置法（日本版バイ・ドール条項）¹⁷⁸」が制定された¹⁷⁹。具体的な取組は、流通アドバイザーによる特許を活用した技術移転支援事業やTLOの新設、パソコンによる特許の電子出願の導入などである。しかし、知的財産政策の強化に向けた動きが本格化するのは21世紀に入ってからである。

■知的財産に関する体制整備

2002年、知的財産政策の強化に向け、内閣総理大臣や関係閣僚、有識者からなる「知的財産戦略会議」が開催され、知的財産政策の基本となる「知的財産戦略大綱」が策定された。同大綱に知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施することが明記されたことを受けて、同年に「知的財産基本法」が制定され、翌2003年に内閣に「知的財産戦略本部」が設置された。同本部は、知的財産の創造・保護・活用及びそれらに関連する人材育成を促進するための「知的財産推進計画」を2003年から毎年公表している¹⁸⁰。

また、「特許法」の改正により、2001年10月から特許の審査請求期間がこれまでの7年以内から3年以内に短縮された。審査請求期間の短縮により、発明の事業的な価値判断を行う前に審査請求が必要になる場合が多くなり、審査請求件数が大幅に増加することが予想されたため、特許庁では「任期付審査官」（2004年～）の大量採用による特許審査期間の短縮や「インターネットによる出願」（2005年～）による手続きの簡便化等に取り組んだ。

経済のグローバル化や、イノベーションのオープン化が進展する中であって、日本企業が世界中でビジネスを円滑に行うことができるよう、国際的な知財インフラを順次整備していく重要性が高まってきた。このため、特許庁は、最初に特許可能と判断された出願に基づいて、他国において早期に審査が受けられる制度である「特許審査ハイウェイ（PPH）¹⁸¹」を45か国・地域との間で実施している（2022年1月時点）。

2002年に総合科学技術会議に設置された「知的財産戦略専門調査会」は特に科学技術政策の観点から知

176 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights. 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

177 正式には「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」。大学の技術や研究成果を民間企業へ移転するための仲介役となる承認TLO（経産省及び文科省承認）の活動を支援するもの。

178 産業・企業の前向きな取組を支援するため措置された制度であり、国の認定により、税制、金融、会社法の特例等のメリットを受けられる。この中に、国の委託研究によって生じた特許権等を受託者に帰属させる規定が盛り込まれた。2009年に改正され、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に名称変更。その後、2014年「産業競争力強化法」施行に伴い、廃止。日本版バイ・ドール規定は「産業競争力強化法」第19条に移管され、恒久化された。

179 1990年代以前には、一般的に共同研究の成果である特許は国有となり、実施権を申請すれば誰にでも使用許諾していたため、特許を実施するインセンティブはほとんど働かなかった。このため特許権を研究者（教員）個人に帰属させて一任していた。しかし特許の出願・維持費用が個人負担になる点、活用先の発掘が現実には困難な点等の問題があった。「TLO法」、「日本版バイ・ドール法」によって、研究機関に権利が帰属して、知財活動ができるようになり、さらに2000年以降の大学、公的研究機関の独立法人化を契機として、機関自らが知財管理によって独自収入を増やそうとする動きが活発になった。今や研究者個人よりも、研究機関が権利を保有するほうが知財活用上の利点が多いとされる。

180 2003年の知的財産推進計画では、研究者への多様なインセンティブ付与、TLOや日本版バイ・ドール制度の活用等が盛り込まれた。さらに知的財産高等裁判所の創設も計画され、2005年に実現した。

181 Patent Prosecution Highway. 日米間で2006年7月から試行を開始し、2008年から本格実施に入った。

的財産戦略を公表し、主に大学等の知的財産環境の整備等について提言してきた。このような戦略に基づき、大学における知的財産本部の整備を推進する「**大学知的財産本部整備事業**」(2003年～07年)や、大学等の知的財産の権利化を支援する「**技術移転支援センター事業**」等が開始された。これらの取組もあり、2004年以降、大学における特許出願件数は急増¹⁸²した。さらに大学における知的財産の活用を促進するため、知的財産の専門家等を大学等へ派遣する事業も実施している¹⁸³。またJSTを通じ、優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めている¹⁸⁴。しかし一方では、産学官共同による特許出願の相対的価値が低いことは大学全体として考えるべき問題との議論がある¹⁸⁵。

知的財産権の取得だけでなく、国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化する観点、及び、プロジェクトごとに適切な知的財産マネジメントを行う観点から、経済産業省により「**委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン**¹⁸⁶」として、国の委託による研究開発プロジェクトにおいて、国の担当者が知的財産マネジメントを実施するに当たり考慮すべきと考えられる事項を取りまとめられている(2015年)。

一方で、国内機関と外国機関とのやり取りが増えるにつれ、技術情報流出の防止強化のため、大学・公的研究機関等に外国為替及び外国貿易法の遵守徹底など、**安全保障貿易管理**の取組を促進¹⁸⁷するために経済産業省が安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)を公表している¹⁸⁸。また、経済産業省は大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用改善を目的として、安全保障貿易管理の実務経験を豊富に持つ専門家をアドバイザーとして大学等へ派遣する事業を行っている¹⁸⁹。内閣府では大学・国研が海外の企業から研究投資を受け入れる際の留意点をまとめたガイドラインについて、2019年6月に中間取りまとめを策定した¹⁹⁰。統合イノベーション戦略推進会議は、「**安全・安心の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性**」(2020年1月)を策定し、安全・安心技術分野に係る「**守る**」取組みの課題と方向性を示している。

■国際標準化を含めた知的財産戦略の推進

国際標準化に係る政策については、1995年に発効したWTOの「**TBT協定(貿易の技術的障壁に関する**

182 科学技術政策研究所「国立大学の特許出願の特徴に関する調査研究」(2010年9月)

183 工業所有権情報・研修館(INPIT)の「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」は、地域の中堅・中小企業等との連携や大学発スタートアップの創業等の産学連携・知財活動を展開する大学に知的財産の専門家を派遣し、知的財産マネジメントを支援する(2022年度より産学連携・スタートアップアドバイザー派遣事業)。

184 JST「知財活用支援事業」では、大学等の研究成果の権利化支援、人的サポート、パッケージ化、企業へのライセンス、産学マッチング機会の提供及び技術移転人材の育成等を実施している。

185 産業構造審議会 第16回知的財産分科会(2021年6月)
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/16-shiryuu/01.pdf (2021年11月30日閲覧)

186 2021年4月に運用ガイドラインを改訂し、政府資金が投入された国の委託研究開発プロジェクトから派生した知的財産権のライセンス契約において、ライセンスで意図した範囲を超えて技術が利用されることを防ぐという観点を追加。

187 2.9 国際活動を参照。

188 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) 第四版 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf (2022年2月17日閲覧)

189 安全保障貿易自主管理促進事業 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/hakenjigyuu.pdf> (2022年2月17日閲覧)

190 「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」(2019年6月)。2.3 産学官連携、2.9 国際活動の章も参照。

協定)¹⁹¹の導入が大きな影響を及ぼしている。この協定により、国際市場に製品を出す場合、国際規格(ISO規格、IEC規格等)を基礎とすることが義務付けられた。これを背景として、「第3期科学技術基本計画」では、大学等の知的財産体制の整備とともに、質の高い基本特許取得・特許の活用と標準化への対応が明記された。また、知的財産戦略本部も「国際標準総合戦略」(2006年)を策定し、国際標準化への対応の強化を行った。

さらに、従来は知的財産政策と標準化政策とが別個のものとして捉えられてきたが、近年では科学技術イノベーション推進の観点からも知的財産戦略と国際標準化を一体的に進めることの重要性が認識¹⁹²されている。このため政府は、研究開発の段階から知的財産や標準化を視野に入れた活動の強化を図っている。

2013年に知的財産戦略本部は「知的財産政策ビジョン」を発表し、新興国の台頭やビジネスのグローバル化等を背景として、4つの柱(グローバル知財システムの構築、中小・ベンチャー企業の支援、デジタル・ネットワーク社会への対応、ソフトパワーの強化)を掲げた。さらに、2018年の「知的財産戦略ビジョン」においては、2025～2030年頃を見据え、社会と知的財産システムについて、中長期の展望及び施策の方向性を示しており、我が国が中長期的に目指すべき社会像として「価値デザイン社会¹⁹³」が打ち出された。「知的財産推進計画2021」では、コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略が策定されている¹⁹⁴。

「標準化官民戦略」(2014年5月)、「日本再興戦略2016」(2016年6月)では、戦略的な標準化を推進・加速することが掲げられている。産業技術総合研究所は民間企業と連携して国際標準化活動を推進しているほか、国際標準化活動におけるアジア諸国との連携や、アジア諸国の積極的な参加を促進することを目的とした技術協力を行っている。また、2020年7月に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化している。

国際社会における新興国の存在感の高まりに伴い、標準化活動においても各国の主導権争いが激化している。また、標準化の対象分野が、モノからサービス・社会システム・環境などへ大きく拡大している。さらに技術開発スピードが高まる中、制度構築や標準化の検討を、研究開発初期段階から実施することが重要となっている¹⁹⁵。たとえば、中堅、中小企業向けに標準化の戦略的活用を支援する「標準化活用支援パートナーシップ制度」(2015年～)¹⁹⁶等が進められている。また、2018年に改正された産業標準化法¹⁹⁷においては、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定が設けられた。

■「知的財産」の取り扱う範囲の拡大

企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの進展に伴い、研究開発成果の権利化と秘匿化を適切に使い分ける「オープン・アンド・クローズ戦略」の重要性¹⁹⁸が増してきている。また、最近では、旧来の

191 WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)第2条4項および付属書3(抜粋)加盟国は、強制/任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制/任意規格の基礎として用いる。(略)

192 国際標準化戦略を含めた知的財産戦略を、研究開発戦略等と一体的に推進していく必要がある(第4期科学技術基本計画本文)とされている。

193 経済的価値にとどまらない多様な価値が包摂され、そこで多様な個性が多面的能力をフルに発揮しながら、「日本の特徴」をうまく活用し、様々な新しい価値を作って発信し、それが世界で共感され、リスペクトされるような社会。

194 「知的財産推進計画2021」
<https://www.kantei.go.jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf> (2021年11月30日閲覧)

195 経済産業省「標準化に関する最近の動向」(2019年6月)
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/kondan/pdf/20190625_material.pdf

196 パートナー機関としては大学法人を含む167機関が登録されている(2021年10月時点)。
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/partner/index.html> (2021年12月1日閲覧)

197 従来の「工業標準化法」(通称JIS法)は「産業標準化法」に、「日本工業規格(JIS)」は「日本産業規格(JIS)」に変わった。

198 たとえば、知的財産戦略本部「知的財産政策ビジョン」(2013年6月7日)、p.29

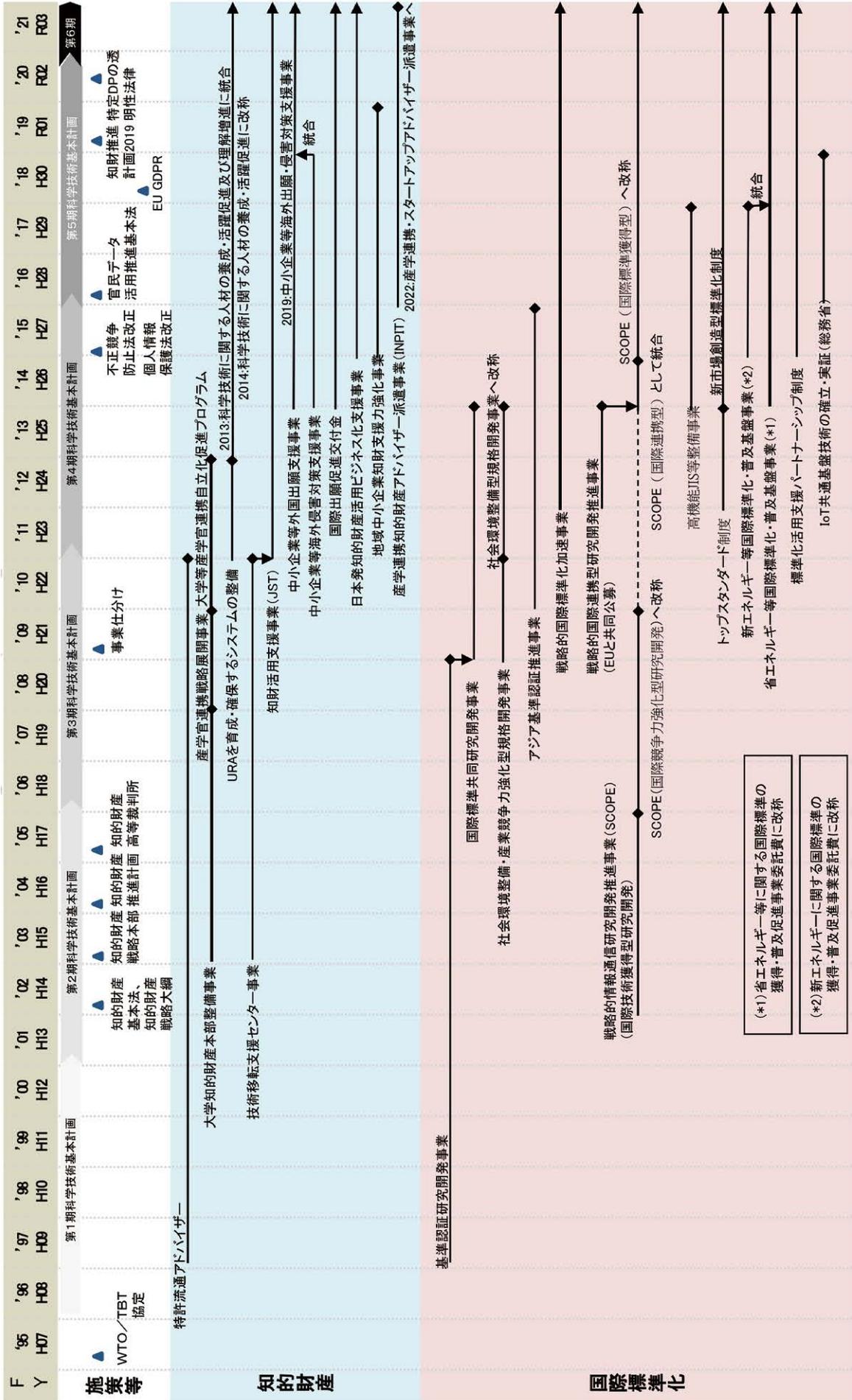
知的財産では捉えきれない事柄も増えてきている。例えば、ビッグデータ、IoT、AI等が産業や社会の中で大きな影響力を持つようになり、データ（情報）や営業秘密等の取扱いも重要となってきたため、「不正競争防止法」改正（営業秘密の保護強化、2015年）¹⁹⁹、「個人情報保護法」改正（2021年改正、2022年4月施行）²⁰⁰、「官民データ活用推進基本法²⁰¹」（2016年）、「次世代医療基盤法」（匿名加工医療情報の新設、2017年）等の法律が施行された。さらに、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るために、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価・評価結果の公表等の必要な措置を講じることを目的とした、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が2020年5月に成立した。

またこれまでは「種苗法²⁰²」で保護されてきた農作物等についても、名称を含めたブランドを守る目的で「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法：GI法、2016年）²⁰³が成立している。

個人情報に関しては、EUの「一般データ保護規則（GDPR）²⁰⁴」（2018年）に対する、日本の国立大学や研究機関の対応も必要となっている。2019年1月に日本の個人情報保護の状況がEUレベルであることを認定する「十分性認定」がおこなわれ²⁰⁵、データの日本への域外移転の手続きはかなり緩和されることとなった。しかし、この十分性認定は、わが国の個人情報保護法が適用される民間組織についてのものであり、国公立大学等の研究者や職員が欧州で収集した個人情報を日本に移転する場合には、引き続き厳しい手続きが求められる²⁰⁶。

- 199 2015年改正では、最近のネットワーク経由での不正増加を背景として、転得者や国外犯への範囲拡大、未遂行為や侵害品の譲渡・輸出入等の規制を加えた。その後、さらに2018年改正では、ID・パスワード等により限定して提供するデータの不正取得や技術的制限手段を回避するサービスの提供等を不正競争行為に位置付けた。
- 200 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）」
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf（2022年2月17日閲覧）
「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定に基づき、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から見直しが行われた
- 201 官民データの適正かつ効果的な活用を推進するために、基本計画を策定すること、推進戦略会議を設置すること等を定めた。
- 202 農産種苗法（1947年）、種苗法（1978年）を経て、現行の種苗法（1998年）となった。植物の新品種に対する保護を定めている。登録者はその新品種を育成する権利（育成者権）を占有することができる。
- 203 特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の製品の名称（地理的表示（Geographical Indication:GI））を知的財産として保護する。運用は2017年6月開始。一般に農林水産物のブランド化のためには、品種登録（種苗法）や商標登録（商標法）の他、地理的表示、パッケージ等のデザイン（意匠法）、農業生産方法（特許法）など、様々な知的財産権を活用することができる。逆にいえば一つの農林水産物に対して多角的、包括的に権利化しておく必要があることを意味する。
- 204 GDPR：General Data Protection Regulation。欧州議会、欧州理事会および欧州委員会が策定した新しい個人情報保護の枠組み。1995年のEUデータ保護指令に代わる、より厳格なものとなっている。
- 205 2019年1月23日、日本（個人情報保護委員会）とEU（欧州委員会）が、相互に「個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認めた（十分性認定）。なお認定後も定期的にデータ保護水準の査定がおこなわれる。
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>（2021年12月10日閲覧）
- 206 総務省・研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会（第1回）（2019年11月25日）資料3「研究活動における個人情報の取扱いについて」

【知的財産・標準化】



◆: 終了 →: 継続中 ◇: 募集中 —: 単年度予算が50億円以上 —: 単年度予算が50~10億円 —: 単年度予算が10億円以下